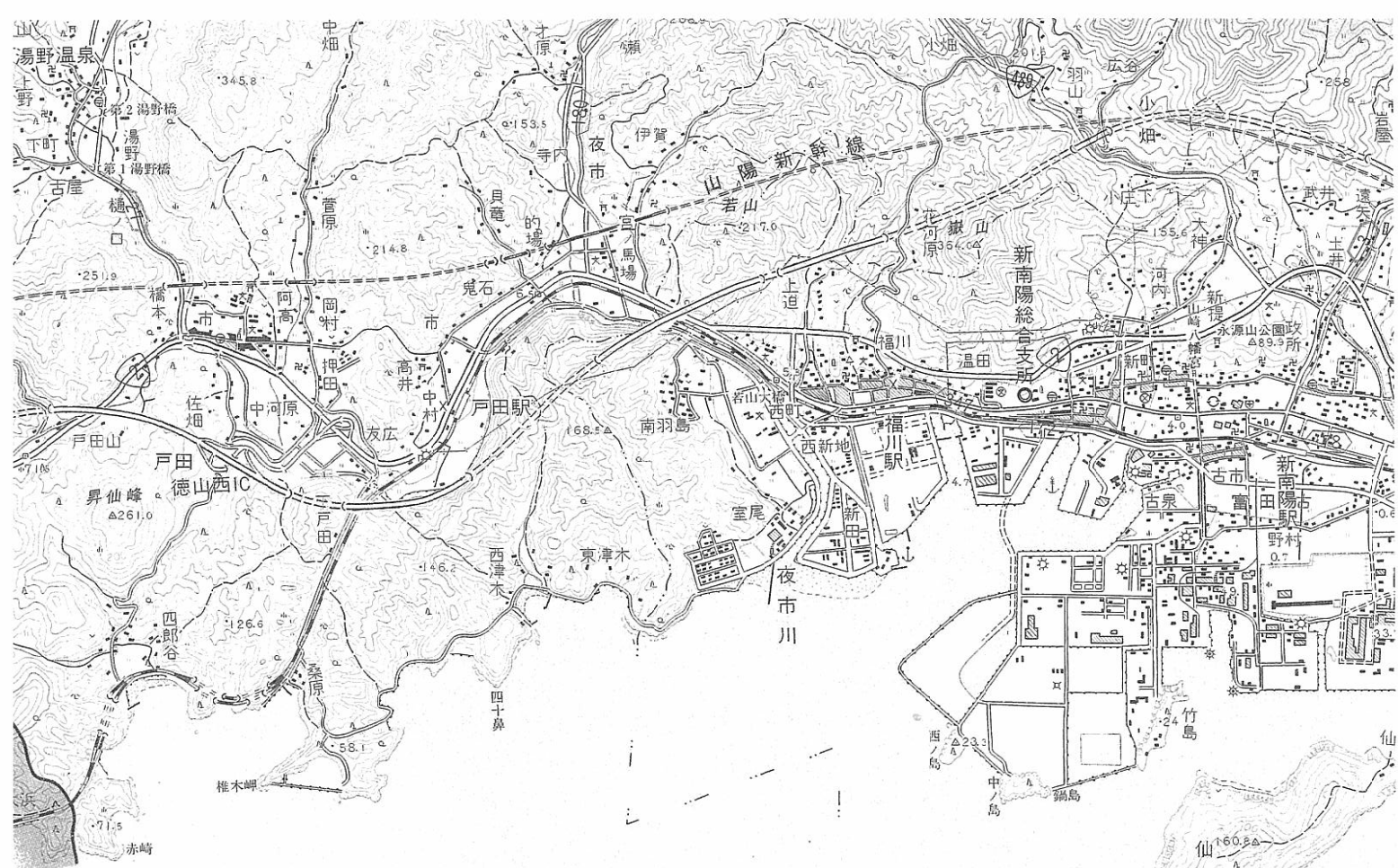
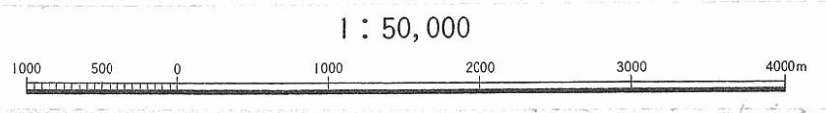


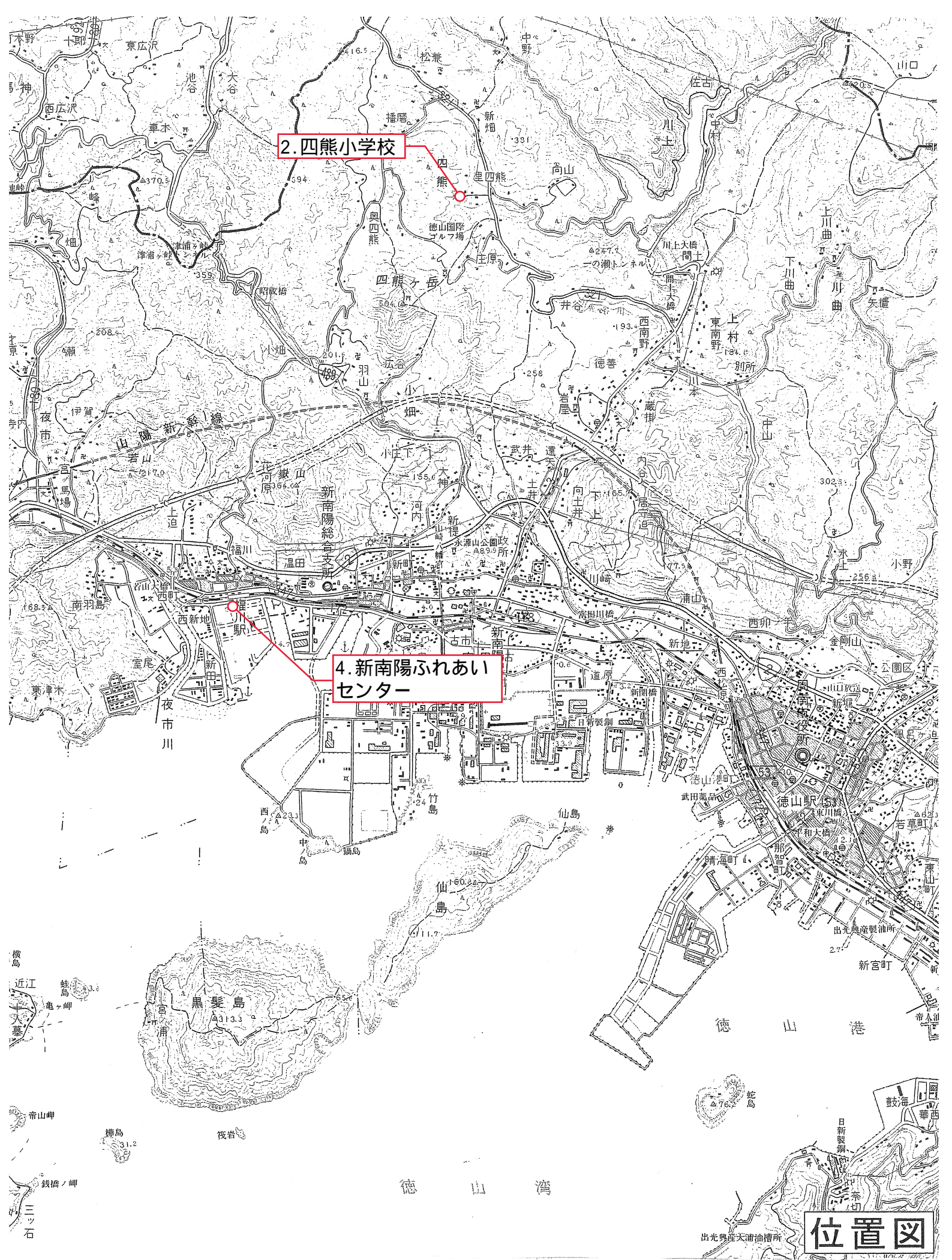
## 現場説明書

施行年度	令和8年度
業務の名称	鹿野総合体育館ほか6棟天井等耐震診断及び対策検討業務委託
実施場所	周南市内
入札執行場所	周南市役所 契約監理課
委託期間	着手の時期： 令和 年 月 日 完成の時期： 令和9年2月26日 委託日数： 日
業務委託条件	別紙「特記仕様書」のとおり
業務の内容	(業務概要) 市内7施設における特定天井等の調査・耐震診断・改修方法等検討書の作成



1. 大津島海の郷

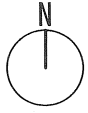




2. 四熊小学校

4. 新南陽ふれあいセンター

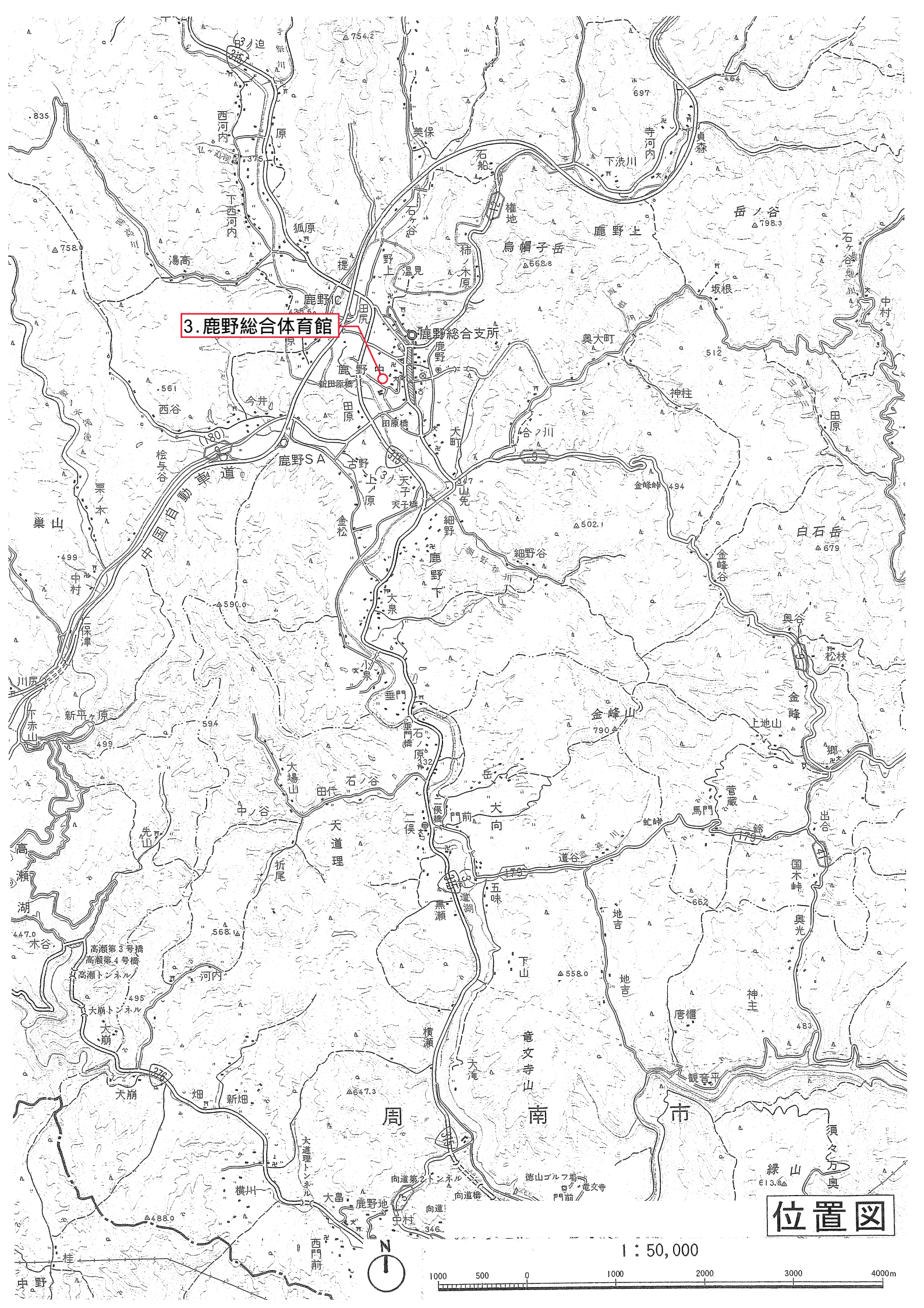
位置図



1 : 50,000



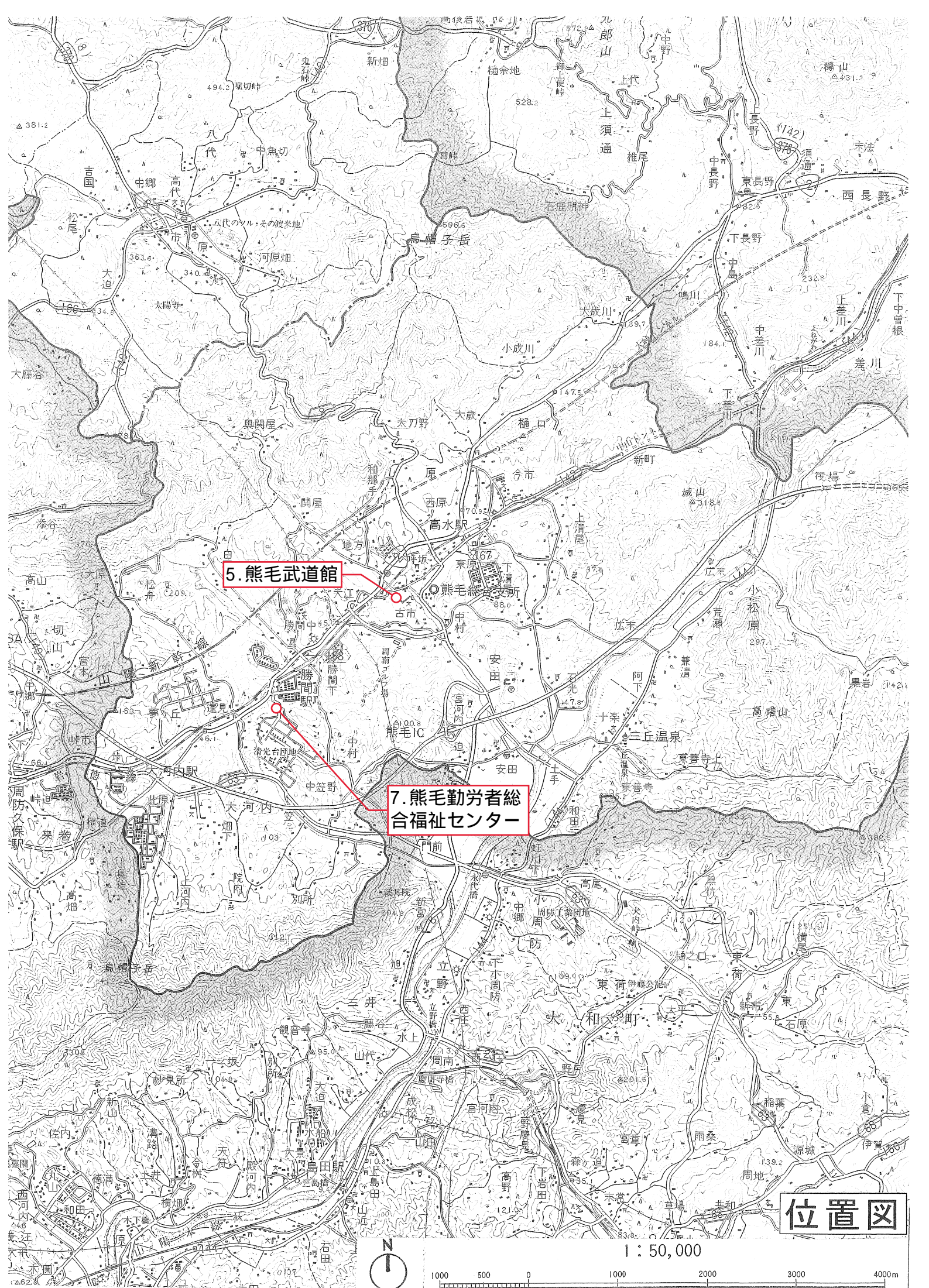
3. 鹿野総合体育館



位置図

1 : 50,000





5. 熊毛武道館

7. 熊毛勤労者総合福祉センター

位置図



1 : 50,000





6. 総合スポーツセンター

位置図

1 : 50,000



## 入札条件及び指示事項（業務委託）令和5年9月1日適用

### 第1 入札条件

#### 1 入札心得

入札参加者は、「周南市建設工事等条件付一般競争入札心得」、「周南市建設工事等指名競争入札心得」を熟知し、入札しなければならない。

#### 2 制度要領及び申請様式

この入札に関連する制度要綱及び申請様式については、周南市財政部契約監理課ホームページに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

(1) 入札・契約に係る要綱等

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/47462.html>

(2) 入札関係申請・提出様式

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/35744.html>

(3) 契約関係・提出様式

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/1947.html>

#### 3 電子入札システムの利用

(1) 利用方法等

周南市電子入札システムを利用する者は、「周南市電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。

また、周南市電子入札ポータルサイトのページを参照し、必要な準備等を行うこと。

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、周南市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の変更手続き及びICカードの名義変更を行わずにした入札は無効とするので、代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しいICカードが届くまでの間は、紙入札での対応となるので、必ず発注者へ連絡すること。

イ 直ちに建設業許可、入札参加資格に係る変更手続き及びICカードの更新手続きを行うこと。

ウ 新しいICカードが届いた場合は、必ず新しいICカードに更新して入札すること。

(3) 複数の代表者等がいる場合の取扱い

代表者等が2名以上いる場合で、ICカードを複数所持している場合は、名簿に登録された代表者名義のICカードにより入札すること。名簿に登録されていない方の代表者等の名義のICカードにより行った入札は無効とする。

#### 4 設計図書等の配付

(1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、入札公告又は指名通知の日に、周南市入札情報公開システムに掲載する。

(2) 掲載の終了

開札日の前日以降（休日等を除く。）に掲載を終了する。

## 5 入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告又は入札情報に掲げる期間に限り、質問書を発注者へFAX送信により提出することができる。

(2) 回答の方法

入札公告又は入札情報に掲げる期間の初日の午前9時頃までに、周南市入札情報公開システムに掲載する。

(3) 掲載の終了

開札日の前日以降（休日等を除く。）に掲載を終了する。

## 6 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 第2 指示事項

### 1 業務の実施

受注者は、建築関係建設コンサルタント業務の実施に当たっては、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和7年版）」とし、土木関係建設コンサルタント業務の実施に当たっては、公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。

山口県業務委託共通仕様書は、山口県技術管理課ホームページを参照のこと。

### 2 業務の仕様

当該業務委託の条件、仕様及び特記事項は、業務委託条件書、設計書及び特記仕様書のとおりとする。

### 3 法令の遵守

受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

### 4 産業廃棄物

業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

### 5 テクリスの登録

土木関係建設コンサルタント業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提示すること。

なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者、照査技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に変更データを提示すること。

### 6 PUBDISの登録

建築関係建設コンサルタント業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土曜日、日曜日、祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員に確認を受けること。

### 7 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出るこ

- と。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。
- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
  - (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
  - (4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

## **8 労働環境改善（ウイークリースタンス）の実施**

受発注者の労働環境の改善を図るため、受発注者協働により「ウイークリースタンス」を実施すること。  
なお、実施内容及び実施方法については、周南市財政部契約監理課ホームページを参照のこと。



## 特記仕様書

### I. 業務概要

#### 1. 業務の名称

鹿野総合体育館ほか6棟天井等耐震診断及び対策検討業務委託

#### 2. 業務の目的

建築基準法等が改正されたことに伴い、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井（以下「特定天井」という。）に対しては、必要な落下防止対策を行うことが求められている。本業務は、対象施設を今後とも同じ用途で活用していくにあたり、吊り天井、照明器具及びバスケットゴールなど（以下「非構造部材」という。）について、図面調査及び現地地点検により耐震性等を診断し、必要な落下防止対策案を1施設につき4案程度の検討を行うことを目的とする。

#### 3. 施設概要

##### (1) 大津島海の郷（旧大津島中学校）（周南市大字大津島217番地の1）

主要用途：集会場

床面積：406.00㎡

階数・構造：地上1階建・鉄骨造

建築年度：昭和43年

天井高さ：7.6～8.15m

特定天井のある室名・面積：屋内運動場・約300㎡

※上記特定天井の面積は、図面計測による概算値である。本業務において、調査に基づき天井の面積を計算した上で算定すること。（以下の施設についても同様とする。）

##### (2) 四熊小学校（周南市大字四熊1547番地）

主要用途：体育館

床面積：683.76㎡

階数・構造：地上1階建・鉄骨造

建築年度：昭和55年

天井高さ：8.5m

特定天井のある室名・面積：屋内運動場・約600㎡

##### (3) 鹿野総合体育館（周南市大字鹿野上3028番地の1）

主要用途：集会場

床面積：3,849.68㎡

階数・構造：地上2階建・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

建築年度：平成元年

天井高さ：12.85m

特定天井のある室名・面積：アリーナ・約1,700㎡

##### (4) 新南陽ふれあいセンター（周南市福川南町2番1号）

主要用途：公会堂

床面積：6,351.97㎡

階数・構造：地上3階建・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

建築年度：平成2年

天井高さ：12.5m

特定天井のある室名・面積：多目的ホール・約1,200㎡

##### (5) 熊毛武道館（周南市大字安田1837番地の2）

主要用途：観覧場

床面積：1,157.24㎡

階数・構造：地上2階建・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

- 建築年度：平成3年  
 天井高さ：8m  
 特定天井のある室名・面積：武道場・約600㎡  
 (6) 総合スポーツセンター (周南市大字徳山10427番地)  
 主要用途：観覧場  
 床面積：13,054.18㎡  
 階数・構造：地上2階建・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
 建築年度：平成4年  
 天井高さ：9m  
 特定天井のある室名・面積：ホワイエ（ロビー）・約400㎡  
 (7) 熊毛勤労者総合福祉センター (周南市大字中村10803番地2)  
 主要用途：集会場  
 床面積：2,124.67㎡  
 階数・構造：地上2階建・鉄筋コンクリート造  
 建築年度：平成9年  
 天井高さ：8m  
 特定天井のある室名・面積：多目的ホール・約400㎡

#### 4. 耐震安全性の分類

診断及び対策検討する上で、目標とする耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日付け国土交通省営計第126号)により、以下のとおりとする。

- |                      |        |    |
|----------------------|--------|----|
| (1) 大津島海の郷 (旧大津島中学校) | 建築非構造体 | A類 |
| (2) 四熊小学校            | 建築非構造体 | A類 |
| (3) 鹿野総合体育館          | 建築非構造体 | A類 |
| (4) 新南陽ふれあいセンター      | 建築非構造体 | A類 |
| (5) 熊毛武道館            | 建築非構造体 | A類 |
| (6) 総合スポーツセンター       | 建築非構造体 | A類 |
| (7) 熊毛勤労者総合福祉センター    | 建築非構造体 | A類 |

## II. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書 (最新版)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)による。なお、管理技術者及び主任担当技術者については、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を配置しなければならない。

### 1. 管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格要件は次による。

- (1) 業務の技術上の管理を行う管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。
- (2) 主任担当技術者を配置するものとし、その資格要件は一級建築士とする。なお、主任担当技術者と管理技術者は兼ねることはできない。
- (3) 特定天井の診断等は、日本耐震天井施行協同組合 (以下、「JACCA」という。) 天井耐震診断士の資格を有する者とする。

### 2. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務実績及び手持業務の状況

- (2) 主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）

### 3. 業務の内容及び範囲

#### (1) 非構造部材の調査・耐震診断（設備機器を含む）

地震時における非構造部材の脱落、破損、変形により、人命に与える影響等の有無を点検・調査し、その耐震診断結果に基づき各施設の緊急度の判定を行う。また、図面調査及び現地点検により特定天井に該当する範囲を特定する。

#### (2) 建築基準法への適合調査

特定天井については改修後に建築基準法施行令第39条第3項に適合するもの、又は特定天井に該当しない構造となる計画を検討する。検討の際は特定天井以外の法適合（特定天井以外の構造耐力関係規定及び集団規定は除く。）についても既存不適格等を整理すること。

なお、建築基準関係規定への適合状況も調査すること。

#### (3) 特定天井等の非構造部材改修方法等検討書作成

特定天井（「I. 業務概要 3. 施設概要」に示す箇所以外に特定天井に該当する部分が判明した場合はその箇所も含む。）における天井面構成部材等の改修方法を1施設につき4案程度検討し、その改修方法における概算工事費（各工事ごとに内訳書を作成）、工事スケジュール及び仮設計画の提案を行う。また、対象施設内において特定天井の要件に該当しない部分であっても、点検・調査の結果、落下等により人命の危険がある箇所の改修方法等も本検討書に含めること。

なお、本検討書における非構造部材等の改修計画については、発注者及び施設管理者と協議したうえで決定するものとし、以下の4案については必ず検討すること。

- ・新設
- ・補強
- ・落下防止措置のみ（ネット等）
- ・天井撤去のみ（再設置しない）

### 4. 適用基準等

業務を実施するに当たり適用すべき基準等は、次のとおりとする。特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。（最新版）

#### (1) 共通

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ・建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説
- ・地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～（文部科学省）
- ・学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省）

#### (2) 積算

積算業務は、監督職員の承諾を受けた適用基準等によって行う。

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築数量設備積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）

(3) その他

- ・その他監督職員が必要と認めるもの。

## 5. 調査・診断方法

(1) 特定天井の耐震診断については、次の a から e に基づく調査とする。

- a 「公共建築工事標準仕様書（最新版）」との適合性  
天井下地の耐震性を診断する前に天井下地として標準的な仕様との適合性を診断。
- b 「国土交通省平成 25 年告示第 771 号等」との適合性  
国土交通省平成 25 年告示第 771 号等（平成 25 年 8 月 5 日）との適合性を診断。
- c 文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」との適合性  
学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成 25 年 8 月 7 日）との適合性を診断。
- d 「JACCA 耐震天井仕様（国土交通省告示第 771 号対応）」との適合性  
JACCA が規定する国土交通省平成 25 年告示第 771 号等に適合する耐震天井の仕様に沿って、天井下地の耐震性を診断。
- e 「国土交通省平成 26 年告示第 1073 号（定期調査告示）」との適合性  
建築基準法第 12 条（定期調査報告制度）に基づいて現在の天井材の腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等の状況を調査・判断。

(2) 耐震診断調査等は原則キャットウォークから行い、キャットウォークの無い施設については天井点検口から行う。その他調査に必要となるものは受注者が負担する。

なお、新たに点検口の設置を要する施設・個所数については別紙による。

(3) 耐震診断調査等対象部位は、吊り元、吊りボルト、野縁受け、野縁、Tバー、ブレース、クリアランス、開口部、天井材等で、各部材の接合の状況や変形・錆の有無等を確認する。

(4) 新たに点検口を設置する位置は、天井材が有効に調査でき、かつ、天井材の劣化若しくは損傷が最も早く進行すると想定される箇所の目視確認が可能な位置を検討し、監督職員と協議を行う。また、別紙にて指定する調査個所数では有効な点検ができない場合は、監督職員と協議する。

(5) 点検口の設置にあたっては、必要に応じて下地の開口補強を行う。

(6) 点検口設置の際、天井材の石綿についてはレベル 3 と想定した処理とすること。

## 6. 受注者の負担範囲

以下に掲げるものは、受注者の負担とし、(2) から (4) に要する経費は、特別経費に見込んでいる。

- (1) 調査に必要な工具、機材
- (2) 調査を行うための足場等の仮設機材
- (3) 調査を行うための点検口設置等の材料及び労務
- (4) 調査後の原形復旧に要する材料及び労務、仮設機材
- (5) JACCA 天井耐震診断士が行う、特定天井の診断等  
(診断等費用、交通費、技術指導料、報告書製本代及び諸経費) の費用

7. 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- (1) 業務着手時
- (2) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (3) その他

打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録簿を提出する。

8. 資料の貸与及び返却

・各図面の有無については別紙による。

なお貸与及び返却の場所は建築課とし、作業が終わり次第返却すること。

9. その他、業務の履行に係る条件等

指定部分の範囲及び履行期限は下記のとおりとする。

- ・打合せ記録簿 随時
- ・業務履行報告書 月毎
- ・業務実施報告書 月毎
- ・その他監督職員が必要と認めるもの。

10. 成果物、提出部数等

成果物は次のとおりとする。

成果物等	部数	製本形態等
(1) 非構造部材の調査（各施設ごと） ・現地調査報告書（JACCA 様式） ・改善提案書（JACCA 様式） ・特定天井範囲図 ・その他監督職員が必要と求めるもの	各 2 部	・ A4 判 ・ CD-R 等電子記録媒体 PDF データ 原データ
(2) 法適合調査（各施設ごと） ・法チェック表 ・既存不適格一覧	各 2 部	同上
(3) 特定天井改修方法等検討（各施設ごと） ・改修工法提案書（条件整理及び概算工事費等を含む。） ・仮設計画図 ・工程表 ・全施設の緊急度判定一覧表 ・その他監督職員が必要と認めるもの	各 2 部	・改修工法提案書、仮設計画図、 工程表：A3 判 ・全施設の緊急度判定一覧表： A4 判 ・ CD-R 等電子記録媒体 PDF データ 原データ
(4) 概要版 ※全施設における（1）～（3）の内容を A3 判 2 ページ程度にまとめたもの	2 部	・ A3 判 ・ CD-R 等電子記録媒体 PDF データ 原データ

(5) 資料 ・各種技術資料 ・設計協議議事録 ・業務履行報告書及び業務実施報告書の写し	一式 一式 一式	・A4判 ・CD-R等電子記録媒体 PDFデータ 原データ
---	----------------	--

1 1. 引渡し前における成果品の使用等

- (1) 仕様書に規定がある場合又は監督職員が指示し、これに受注者が承諾した場合は履行期途中においても、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができる。
- (2) 引渡し前における成果品の全部又は一部の使用を求める場合には、発注者は使用承諾書を受注者に提出するものとする。

1 2. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- (1) 質問回答書の作成  
(2) 設計図書における疑義の解消

1 3. 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了通知書を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

1 4. 納品等

- (1) 成果物は、製本による設計図書と電子納品による。
- (2) 電子納品は、CD-R 又は DVD-R に件名を表示して、提出すること。内容は、製本による設計図書の体裁を PDF 形式に整理・変換したもののほか、作成したデータを以下の形式により格納すること。
- 文書 : Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式  
表, グラフ : Microsoft Excel 形式  
写真データ : JPEG 形式  
図面データ : JWW 形式及び PDF 形式

